

## 役員選出規程

### 第1章 総則

- 第1条 本規程は、公益社団法人埼玉県臨床工学技士会定款第5章（役員）20条（役員の設置）ならびに21条（役員の選任）の規定に基づき、役員の選任に関する事項を定める。
- 2 現行の理事定数は12名以上18名以内とし、正会員から選出されるものとする。1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長、会長を代表理事とし、8名（副会長・事務局長含む）を常務理事とする。また、3名以上9名以内を理事とする。
- 3 監事は、2名選出する。（正会員1名（内部監事）、臨床工学技士以外の有識者1名（外部監事））
- 4 理事、内部監事は立候補制とする。

### 第2章 選挙権及び被選挙権

- 第2条 選挙権は選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。被選挙権は、2年以上正会員としての資格を有し、選挙告示日現在、会費を完納している正会員に限る。

### 第3章 外部監事

- 第3条 外部監事を選出するために、外部監事推薦委員会（以下推薦委員会）を設ける。
- 第4条 推薦委員会の委員長は会長とし、正会員の中より若干名を会長が委嘱し、推薦委員会を構成する。
- 第5条 推薦委員会は、次の業務を行う。
- (1) 会長は役員選挙の告示に併せ推薦委員会を設ける。
  - (2) 外部監事候補を選出する。
  - (3) 総会へ推薦する外部監事候補者の提示と報告を行う。
  - (4) その他、外部監事推薦に必要な事項を行う。
- 第6条 推薦委員会の委員の任期は、役員選挙の告示に始まり、総会終了時までとする。

### 第4章 選挙管理委員会

- 第7条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。
- 第8条 選挙管理委員会は、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし、その選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。
- 第9条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。
- (1) 選挙の告示（投票日の60日以上前）

- (2) 役員立候補届けの受理、資格審査
- (3) 候補者氏名の公示（投票日の20日前）
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示
- (5) 総会への選挙結果の報告

第10条 選挙管理委員の任期は2年とする。

#### 第5章 役員選挙

第11条 役員に立候補しようとするものは、選挙管理委員会が定めた立候補届出用紙を、指定期日までに提出しなければならない。ただし同時に2つ以上の候補者となることはできない。

2 推薦による立候補は、立候補届出書に正会員3人以上の推薦が必要である。

第12条 選挙管理委員会は届出が有効と認めたときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

第13条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる日までに、本人が署名した立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することができる。

第14条 立候補届け出の締切日は、投票日45日前とする。

第15条 候補者が理事・内部監事の定数をこえた場合は、選挙とし正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、監事は単記制とする。

第16条 役員の当選者は、それぞれ得票数の多い候補者から順次当選とする。

2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

第17条 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を越えないとき、または越えなくなかったときには、無投票で当選者を定めることができる。

2 立候補の締切日を経過するも、候補者数が定数を満たないときは理事会が定数内で役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦する事ができる。この場合も無投票で当選者を定めることができる。

#### 第6章 欠員の補充

第18条 当選した役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選とし役員となる。

2 繰り上げ当選により次点者がいなくなった場合や無投票の場合には、理事会が推薦したものを総会の承認を受け、役員とすることができる。

第19条 外部監事欠員の場合は総会の承認を受け理事会が選任することができる。

#### 第7章 異議の申し立て

第20条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し

立てることができる。

#### 第8章 立候補ならびに当選の取り消し

第21条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

#### 第9章 補則

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経てこれを定める。

付則 この規程は、平成27年10月1日より施行する。